「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

入札説明書の様式集

（目　　　次）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

|  |  |
| --- | --- |
| １．仕様書交付申請書（記載用）　別紙(1) | Ｐ2 |
| ２．質問書（記入例）　別紙(2) (3) | Ｐ3～4 |
| ３．委任状（記入例）　別紙(4)、(4)-1・(4)-2 | Ｐ5～7 |
| ４．入札書（記入例）　別紙(5) | Ｐ8 |
| ５．封筒（記入例）　 別紙(6) | Ｐ9 |
| ６．入札辞退届兼書類返却届（記載用）　別紙(7) | Ｐ10 |
| ７．応札条件証明書（記載用） 別紙（８） | Ｐ11～12 |
| ８．契約書（案）　別紙（９） | Ｐ13～22 |
| ９．資料閲覧申込書　別紙（１０） | P23 |
| １０．質問書（記載用） | Ｐ24～25 |
| １１．委任状（記載用） | Ｐ26～28 |
| １２．入札書（記載用） | Ｐ29 |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

別紙(1)

**NO.**

「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

**仕様書交付申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 資料交付申請日 | 令和７年　　　月 日 |
| 会 社 名 |  |
| 競争参加資格登録の有無 | 【全省庁統一参加資格保有】有　　　・　　　無※全省庁統一参加資格を保有していない場合は、本競争に参加することはできない。 |
| 部課名及び氏名 |  |
| 住 所 | ※本件記載については、名刺の添付に代えることができます。 |
| 電 話 番 号 |
| ＦＡＸ番号 |

**記入例**

別紙(2)

令和７年　　月　　日

※（質問書提出日を記入する）

質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔　殿

住　　　所 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 代表取締役 中小 太郎

「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」　に関する質問書を提出します。

質問事項　①　　　　別紙のとおり

②

③

|  |
| --- |
| 別紙(3)**質問書（別紙）** |
| 件　名：共済サポートnavi　Webサイトリニューアル・運用保守業務 |
| 会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　者　名：　　　　　　　　　　　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス：　　　　　　　　　　　 |
| No. | 本文、別紙の別 | 資料・頁 | 項番等 | 該当箇所（記載内容） | 質問内容 | 質問理由 |
| 1 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

別紙（３）についてはメール送信(PDF不可)の上、別紙（２）と共に別途提出すること。

提出先：　財務部　調達・管理課　　担当：吉田あて

E－ｍａｉｌ：　chotatsu@smrj.go.jp

**記入例**

別紙(4)

委　　　任　　　状

私は、　鈴木　一郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　開札の立会に関する一切の件

３．　再度入札（見積り）に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和７年９月8日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本状において委任を受けた者は初度入札より代理人氏名、使用印にて入札することができる。（入札当日は代理人使用印鑑を忘れないこと）使用印鑑届出印にて応札の場合、同一印影の押印でない場合は代理人相違となるので注意。

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、別紙(4)-1及び(4)-2を参照のうえ復委任状を作成すること。

**委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

**記入例**

別紙(4)-1

委　　　任　　　状

私は、○○事業部長　佐藤　二郎　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　見積及び入札について

２．　契約の締結について

３．　保証金の納付、還付の請求及び領収について

４．　代金の請求、受領及び物品の収受について

５．　復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 | 佐藤 |

令和７年９月8日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

代表者名 　代表取締役 中小太郎 印

本社より支店、現業部の長へ復委任を行う場合、別紙(4)-2を参照のうえ復委任状を作成すること。

**委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

**記入例**

別紙(4)-2

復　　委　　任　　状

私は、○○事業部　鈴木　一郎　を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　開札の立会に関する一切の件

３．　再度入札（見積り）に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 復代理人 使用印鑑 | 鈴木 |

令和７年９月8日

委任者

住 　 所　 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

会 社 名 株式会社中小商事

　　　　　　　 ○○事業部長 佐藤二郎 印

本状において復委任を受けた者は初度入札より復代理人氏名、使用印にて入札することができる。（入札当日は使用印を忘れないこと）使用印鑑届出印にて応札の場合、同一印影の押印でない場合は代理人相違となるので注意。

**復委任状は初度入札時の封筒には封入しないこと。**

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

**記入例**

別紙(５)

入　　　札　　　書

（価格評価）

　金．　　　　　　　　　　　　　　　　円也

（消費税抜きの金額を記載）

（入札件名）　「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和7年９月8日

住　 所　※全省庁統一資格申請登録に記載の

事業所住所及び事業所名称を記入する

会社名　　株式会社中小商事

鈴木

氏　 名　　　　鈴木　一郎（※代理人氏名）

委任状または復委任状に押印した代理人使用印鑑を押印すること。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔 殿

**記入例**

別紙(6)

封筒記入例

表 裏

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  独立行政法人中小企業基盤整備機構 分任契約担当役　財務部長　　後藤　稔　殿件 名　「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」　　に係る入札書 |  |  　　 　 封 　 緘  　住代理人氏名 会 　所 社 代 名 表 者 名復代理人を立てる場合には、代理人、復代理人の連名とすること |

封筒については長３サイズに限るものとし、向きは不問とする。※ただし、封緘されていないもの及び初度入札書以外が封入されているものは無効とする。

別紙(７)

入札辞退届兼書類返却届

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

入札件名： 　「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

上記入札を辞退するとともに配布を受けた入札説明書・仕様書等について返却いたします。

令和７年　　月　　日

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先　　（　　　）

なお、任意辞退者（機構側より本入札の参加資格がないとされた者以外）にあっては、以下の各項目より辞退に至った理由についてご回答ください。〔該当する項目にチェックをしてください（複数選択可）〕。

**Ａ　　競争参加資格について**

□①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかった

□③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかった

□④その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｂ　業務内容**

□①落札できる見込みがないと判断した

〔理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 〕

□②仮に受注したとしても、自社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であり、業務を確実に履行できないリスクがある　　　　　　と判断した

□③仮に受注したとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した

□④現時点において必要な技術者等が不足しており、契約履行開始までに必要な体制を整えること等が困難と判断した

□⑤発注ロット（業務規模）が大きく、そもそも受注することが困難と判断した

□⑥他の受注業務を履行中であり、追加して受注することが困難と判断した

□⑦その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**Ｃ　手続関係**

□①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かった

□②業務の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭だった

□③契約締結から履行開始までの準備期間が短かった

□④履行開始から終了までの履行期間が短かった

□⑤その他〔具体的にご記入ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

※本書の提出及び質問事項の回答を理由に以後の入札参加において不利を受けることはありません。

別紙(8)

令和7年　　月　　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構　御中

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

応札条件証明書

「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」の入札に関し、以下のとおり応札者の条件に適合することを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、全社を挙げて直ちに対応いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 条件 | 回答(○ｏｒ×) |
| １ | 独立行政法人中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。 |  |
| ２ | 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第２条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。 |  |
| ３ | 令和７・８・９年度全省庁統一資格において「役務の提供等：広告・宣伝(301)」、「役務の提供等：情報処理(304)」、「役務の提供等：ソフトウェア開発(306)」、「役務の提供等：その他(315)」の区分のいずれかに登録された者で、ランク「Ａ」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。**（資格審査結果通知書の写しを添付すること。）** |  |
| ４ | 経営状況または信用状況などが悪化し、適正な契約の履行に懸念がある者でないこと。**（直近３ヶ年の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書）の写しを添付すること。）** |  |
| ５ | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の付与的確事業者に認定され、「プライバシーマーク」の使用許諾を得ていること。または、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証、ISO/IEC27001認証、JIS Q27001認証、BS7799認証またはそれに類する同水準の認証を取得していること。**（認証取得を証する書類を添付すること。）** |  |
| 6 | 品質管理体制について、ISO9001基準、もしくはCMMIレベル３以上またはそれに類する同水準の認証を取得していること。**（認証取得を証する書類を添付すること。）** |  |
| 7 | 中小機構または官公庁発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと、かつ、法令違反により行政当局から業務停止処分を受けていないこと。 |  |
| 8 | 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。 |  |
| ９ | 過去３年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。 |  |
| 10 | 過去5年間にWebサイトの運用保守管理業務の実績を有すること。**（受注実績等を証する書類を添付すること。）** |  |
| 11 | 「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務に係る要件定義業務」の請負者、請負者の親会社・子会社及び同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。 |  |
| 12 | 総合評価における企画（技術）審査基準の参加要件である「機能証明書」を提出し、要件を全て満たしている者であること。 |  |

【応札条件証明書に対する照会先】

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 所属部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-Mail |  |

【記載上の注意事項】

１．応札条件証明書の様式で要求している事項に対し、条件を全て満たしている場合は回答欄に「○」、満たさない場合は「×」を記載。

２．内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付する。なお、応札者が必要であると判断する場合は他の資料を添付することができる。

３．資料は日本語（日本語以外の資料は日本語訳を添付）、Ａ４版（縦・横）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外は任意。

別紙(9)　請負契約条文

契約書（案）

１．件　　名　　「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

２．契約金額　　金．　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円

　　　　　　　　　　　（契約条項第３条に定める消費税相当額を除く。）

３．契約期間　　令和７年9月下旬（予定）から令和９年９月３０日までとする。

　上記の契約について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「甲」という。）と＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは、契約条項並びに特記事項に基づき、契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和７年　　月　　日

甲　　東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　　〇〇　　○○

乙　　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊　　　＊＊＊　＊＊＊

契　約　条　項

（契約の目的）

第１条　甲は、頭書の項目及び以下の各条項に従い、別添仕様書に定める請負業務を乙に発注し、乙はこれを請け負い、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約保証金）

第２条　本契約に係る契約保証金は、免除する。

（消費税及び地方消費税）

第３条　消費税及び地方消費税は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額とする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

　　２　乙が本契約により行うこととされた全ての支払いを完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

 　　　また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

（下請負の禁止等）

第５条 乙は、次の各号に定める下請負をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

 　　(1) 経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負わせること（契約金額１００万円未満のものを除く）

 (2) 本契約の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせること

２ 乙は、前項ただし書に基づく下請負を行う場合は、委任又は請負わせた業務に伴う当該事業者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

３ 乙は、第１項ただし書に基づく下請負を行う場合は、乙がこの契約を遵守するために必要な事項及び下請負の禁止について、下請負人と約定しなければならない。

４ 甲は、本契約の納入期限内において乙が第１項第１号、第２項及び前項の規定に違反して経済産業省又は中小機構から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負わせたことを知った場合は、乙に対し乙が当該事業者との間で締結した契約の変更又は解除若しくは当該事業者以外の事業者との契約の締結を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

５ 前４項までの規定は、当該契約の下請負が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

（特許権等の使用）

第６条　乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監　督）

第７条　乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

（業務完了の通知、検査及び所有権移転の時期）

第８条　乙は、業務が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

　２　甲は、前項の通知を受けた日から１０日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は業務の完了期限の末日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに検査をし、合格したうえで引渡しを受けるものとする。

　３　前項の引渡しを終わった日をもって所有権移転の時期とする。

（天災その他不可抗力による損害）

第９条　前条第２項の引渡し前委に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

（個人情報等の取扱い）

第１０条　乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項及び第２項に規定する個人情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報等（個人情報保護法第１２１条に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。）（以下「個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

２　乙は、個人情報等を取り扱わせる業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３項に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）に委任し、又は請負わせる場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た第三者の変更及び第三者が再委任又は再下請け等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者及び再下請人等を単に「第三者」という。）。

３　乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ様式第１を甲に提出しなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。なお、第5条に定める手続きも甲に対して同時に行う必要があることに留意すること。

４　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（１）甲から預託された個人情報等を第三者（前項記載の書面の合意をした第三者を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲から預託された個人情報等について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

（３）本契約に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用すること。

５　乙は、本契約において個人情報等を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理（第三者による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。また、乙は、契約内容の遵守状況及び下請負先（再委託先を含む。）における個人情報等の取扱い状況について、甲に定期的に報告しなければならない。

６　甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（第三者を含む。）の事務所、事業場等において、個人情報等の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

７　乙は、本契約の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、様式第２を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

８　乙は、甲から預託された個人情報等の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報等により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

９　乙は、甲から預託された個人情報等以外に、本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報等については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

１０　乙は、乙又は第三者の責めに帰すべき事由により、本契約に関連する個人情報等（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（第三者による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。

１１　本条の規定は、本契約又は請負業務に関連して乙又は第三者が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報等について、本契約を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（実地調査）

第１１条　甲は必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者を通して、本契約の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

２　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（契約不適合責任）

第１２条　甲は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

２　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から１年以内に乙に通知することを要する。ただし、第８条第２項の引き渡し時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

３　乙が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第１項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

（対価の支払）

第１４条　乙は、第８条第２項に規定する検査に合格した後、対価を請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

２　甲は乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（遅延利息）

第１５条　甲が前条第１項に定める約定期間内に対価の支払をしない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

　（違約金）

第１６条　乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、業務の完了期限までに第８条第２項の引渡しを終わらないに請負業務を履行しないときは、甲は、違約金として延引日数１日につき契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額の１，０００分の１に相当する額を徴収することができる。

（契約の解除）

第１７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

　（１）乙が業務の完了期限までに本契約を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

　（２）乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

　（３）本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

　（４）前３号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

　２　甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

　３　甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から１年以内に乙に通知することを要するものとする。

（資料等の管理）

第１８条　乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（成果の取扱等）

第１９条　甲は、乙が、本契約により得られた成果のうち甲が指示するもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。ただし、乙又は第三者が所有していた権利は除くものとする。

　２　乙は、成果に係るプログラムの著作物（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。以下同じ。）を甲に移転するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。なお、著作者人格権を行使しようとする場合は、甲の承諾を得るものとする。

（契約の公表）

第２０条　乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（電磁的記録による作成等）

第２１条　乙は、本契約により作成することとされている書類等（書類、書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

　２　前項の規定により作成した書類等は、甲の指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された当該書類等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

（人権尊重努力義務）

第２２条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に

　　　関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（法律、規格等の遵守）

第２３条　乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（紛争の解決方法）

第２４条　本契約の目的の一部、納入期限その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

　２　前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

３　本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特　記　事　項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第６１条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2)　本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

(3)　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１項イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

イ　独占禁止法第６１条第１項の排除措置命令書

ロ　独占禁止法第６２条第１項の課徴金納付命令書

ハ　独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（損害賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

　　(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　　(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　　(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２ 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条 甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 乙は、甲が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３ 乙が、本契約に関し、第４条又は前条第２項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

 ４ 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５ 第２項に規定する場合において、乙が既に解散している事業者団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６ 第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７ 乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

**契約書条文に係る留意事項**

本件契約については、原則としてこの契約条文によるものとする。

ここに記載が無い条件や条項等については、「質問書」において照会を行い、回答を得られた内容のみ可とし、業務履行上特段の事情がある場合、別途覚書、特約条項等を取り交わすものとする。

契約書体裁については、この条文のほか請負要領（仕様書）を添付して製本し甲乙取り交わすものとする。

（様式第１）

 令和７年　月　日

 独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　殿

住 所

名　　　　　称

代 表 者 氏 名

個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請書

契約書第１０条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名等

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 |  |
| 契約件名 |  |

２．実施体制図（仕様書に基づき作成すること。ただし、第５条第２項に該当する再委託及び再々委託先の内容も含めること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

３．取り扱う個人情報等の内容、業務の概要等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱業務の再委託先の氏名又は名称（注） | 取扱業務の再委託先の住所 | 再委託する理由 | 個人情報等の内容 | 再委託する業務の概要 |
|  |  |  |  |  |

（注）再委託先が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合にはその旨を「取扱業務の再委託先の氏名又は名称」欄に加えること。

４．再委託先における個人情報等の取扱いに関する契約内容の遵守状況の定期的報告時期（報告予定時期を記載。）

※　必要に応じ、別葉を作成すること。

個人情報等を取り扱う業務の再々委託等の承認申請の場合は、再委託を再々委託等に置き換える。

（この申請書の提出時期：個人情報等を取り扱わせる業務を再委託する前。）

（様式第２）

令和７年　月　日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役　殿

住　　　　　所

名　　　　　称

代 表 者 氏 名

返却又は廃棄等報告書

　契約書第１０条第７項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．契約件名等

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 |  |
| 契約件名 |  |

２．返却又は廃棄等の方法

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 資料名 | 媒体 | 返却・廃棄の別 | 個人情報等の有無 | 返却・廃棄の方法 |
|  |  |  |  |  |  |

※　必要に応じ、別葉を作成すること。

（この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。）

別紙(１０)

令和７年　　月　　日

資料閲覧申込書

「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」の入札参加にあたり、貴機構所有の設計図書類を閲覧したく、下記のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 社名 |  |
| 所属部署 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先(電話番号、e-mailアドレス) |  |
| 参加者名① |  |
| 参加者名② |  |
| 閲覧希望日（第１候補） |  |
| 閲覧希望日（第２候補） |  |
| 閲覧希望日（第３候補） |  |
| 閲覧希望図書 | （該当するものに〇を付けること） |
| 　1) 新共済web基本設計書 |  |
| 　2) CMS基本設計書 |  |
| 　3) 基盤基本設計書 |  |
| 　4) FAQ管理システム基本設計書 |  |
| 　5) フォーム管理システム基本設計書 |  |
| 　6) シミュレーター基本設計書 |  |
| 　7) アクセス解析設計書 |  |

　　　　 ※閲覧希望日は次の中から選んで閲覧希望日に日付を記入してください。複数希望者が生じた場合、日程

　　　　　　調整をお願いする可能性がありますので、複数希望日をご提案ください。

　　　　　　　　前半：7月28日（月）～８月８日（金）の土日を除く17時00分から18時00分まで

　　　　　　　　後半：８月18日（月）～８月22日（金）の土日を除く17時00分から18時00分まで

　　　　 ※閲覧対象時間の変更はできません。閲覧時間は最大１時間までとします。

　　　※参加される方は、当日名刺を１枚ご持参ください。（受付け時に提出していただきます）

　　　※名刺を持参されていない場合は、社員証等の身分証をご提示いただき本人確認をさせていただきます。

　　　※閲覧図書の内容に関する質問には一切応じられません。（質問書での質問も受理しません）

　　　　 ※当日、業務都合等で急遽来場が難しくなった場合や、ご不明な点については、下記担当者へ連絡をして

ください。

　　　　　　申込書提出先、連絡先

　　　　　　　　中小企業基盤整備機構　　共済事業推進部　共済事業企画課　　　担当：山路

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail：yamaji-k@smrj.go.jp

別紙(2)

令和７年　　月　　日

質　問　書

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　　後藤　稔　殿

住　　　所

会 社 名

代表者名

「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」　に関する質問を提出します。

質問事項　①　　　　別紙のとおり

②

③

別紙(3)

|  |
| --- |
| **質問書（別紙）** |
| 件　名：共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務 |
| 会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　者　名：　　　　　　　　　　　電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス：　　　　　　　　　　　 |
| No. | 本文、別紙の別 | 資料・頁 | 項番等 | 該当箇所（記載内容） | 質問内容 | 質問理由 |
| 1 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 本文別紙（　）　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

別紙(4)

委　　　任　　　状

私は、　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　開札の立会に関する一切の件

３．　再度入札（見積り）に関する一切の件

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 |  |

令和７年９月　　日

委任者

住 　 所

会 社 名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

別紙(4)-1

委　　　任　　　状

私は、　　　　　　　　　を代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　見積及び入札について

２．　契約の締結について

３．　保証金の納付、還付の請求及び領収について

４．　代金の請求、受領及び物品の収受について

５．　復代理人の選任について

その他、委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 代 理 人 使用印鑑 |  |

令和７年9月　　日

委任者

住 　 所

会 社 名

代表者名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

別紙(4)-2

復　　委　　任　　状

私は、　　　　　　　を復代理人と定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構の発注する「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．　入札に関する一切の件

２．　開札の立会に関する一切の件

３．　再度入札（見積り）に関する一切の件

その他、復委任事項を記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 復代理人 使用印鑑 |  |

令和7年９月　　日

委任者

住 　 所

会 社 名

氏 　　名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔　殿

別紙(５)

入　　　札　　　書

（価格評価）

　金．　　　　　　　　　　　　　　　　円也

（消費税抜きの金額を記載）

（入札件名）　「共済サポートnavi Webサイトリニューアル・運用保守業務」

中小企業基盤整備機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和７年９月　　日

住　 所

会 社 名

氏　 名

独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役

財務部長　後藤　稔 殿